六十七　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
六十八　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十九　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
七十　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
七十一　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは、「〇・八」と読み替えるものとする。
七十二　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
七十三　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十八　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
六十九　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七十　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
七十一　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
七十二　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは、「〇・八」と読み替えるものとする。
七十三　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
七十四　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。